4　法第十五条の十の規定により解体等積立金を取り戻そうとする者は、様式第七の三による申請書を推進機関に提出しなければならない。 （認定の失効及び取消しに伴う措置） **第十三条の八**　法第十五条の十二第一項の規定による再生可能エネルギー発電設備の解体等を完了したことについての確認を受けようとする者は、様式第七の四による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 2　法第十一条の規定により届出をする認定事業者は、前項による申請書を当該届出とともに経済産業大臣に提出することができる。 ［新設］	4　法第十五条の十の規定により解体等積立金を取り戻そうとする者は、様式第七の三による申請書を推進機関に提出しなければならない。 （認定の失効及び取消しに伴う措置） **第十三条の八**　法第十五条の十二第一項の規定による再生可能エネルギー発電設備の解体等を完了したことについての確認を受けようとする者は、様式第七の四による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 2　法第十一条の規定により届出をする認定事業者は、前項による申請書を当該届出とともに経済産業大臣に提出することができる。 （納付金の額の算定方法） **第二十六条**　［略］ 2　法第三十二条第一項の納付金の額の算定の基礎となる小売電気事業者等が電気の使用者に供給した特定電気量は、特定電気（検針等が行われた日（毎月一日に検針等を行う契約を締結している場合及び新規の需給契約の締結に伴い一月に二回検針等が行われた場合であって、定例の検針等が行われた日より前に検針等が行われた場合においては、当該検針等が行われた日は原則としてその前月に属するものとする。以下この項において同じ。）から次の検針等が行われた日の前日までの間に、当該小売電気事業者等が当該電気の使用者に供給した電気をいう。）の量とする。 3～5　［略］
（納付金の額の算定方法） **第二十六条**　［略］ 2　法第三十二条第一項の納付金の額の算定の基礎となる小売電気事業者等が電気の使用者に供給した特定電気量は、特定電気（前条で定める期間ごとに、検針その他これに類する行為（以下「検針等」という。）が行われた日（毎月一日に検針等を行う契約を締結している場合及び新規の需給契約の締結に伴い一月に二回検針等が行われた場合であって、定例の検針等が行われた日より前に検針等が行われた場合においては、当該検針等が行われた日は原則としてその前月に属するものとする。以下この項において同じ。）から次の検針等が行われた日の前日までの間に、当該小売電気事業者等が当該電気の使用者に供給した電気をいう。）の量とする。 3～5　［略］	備考　表中の［　］の記載は注記である。

様式第一、様式第一の二、様式第二、様式第三、様式第三の二、様式第四、様式第五及び様式第五の二を次のように改める。

様式第１（第４条の２（第４条）関係）

再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書
（再生可能エネルギー発電事業計画提出書）
（１０ｋＷ未満・１０ｋＷ以上５０ｋＷ未満の太陽光発電を除く）

年　　月　　日

経済産業大臣（指定入札機関）　殿

申請者（提出者）　住　所　（〒　－　）
（注１）

氏　名

（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名）

電話番号　（　　）　－

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）第９条第１項（第６条）の規定に基づき、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けたい（法第７条第２項の規定に基づく入札に参加したい）ので、次のとおり申請（提出）します。

再生可能エネルギー発電事業計画　　第１表による

申請事業計画使用燃料一覧　第２表による（バイオマス発電設備の場合）

担当経済産業局（注２）　＿＿＿